

事 務 連 絡  
令 和 3 年 9 月 2 日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者に対する  
医療機関における対応について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局宛てに、別添写しの  
とおり報告しましたので、ご了知の上、関係者への周知方お願いいたします。



事務連絡  
令和3年9月1日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中  
中核市

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中  
特別区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者に対する  
医療機関における対応について

障害児者に係る医療提供体制の整備に関し、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、令和3年1月27日に別添事務連絡においてお願いしたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、厳しい状況が続いていますが、引き続き、障害児者に対する特別なコミュニケーション支援が適切に行われるよう、貴職におかれては、改めて上記事務連絡について御了知いただくとともに、管内医療機関への周知広報に御協力いただくようお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課 訪問サービス係  
電話番号 03-5253-1111 (内線 3116・3092)

事務連絡  
令和3年1月27日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中  
特別区

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中  
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

#### 障害児者に係る医療提供体制の整備について

障害児者が新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制については、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）等で示しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきており、引き続き強い危機感をもって対処していく必要があります。

これまで、医療提供体制の整備に係る留意点をお示ししているところですが、改めて以下に整理・補足してお示ししますので、参照いただき、引き続き必要な体制整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

これら体制整備に向けた検討に当たっては、各都道府県障害保健福祉部局と衛生部局が連携し、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、必要に応じて、指定都市、中核市の障害保健福祉部局は、所在する都道府県障害保健福祉部局と、保健所設置市、特別区の衛生部局は、所在する都道府県衛生部局と連携して御対応いただきますようお願いいたします。

記

## 1 障害児者の入院医療提供体制等について

- 障害児者が新型コロナウイルスに感染し、入院が必要となる場合に、入院調整が円滑に進むよう、都道府県衛生部局と障害保健福祉部局が連携し、行動障害がある場合や医療的なケアが必要な場合など、障害児者各々の障害特性と必要な配慮を踏まえて、あらかじめ受入医療機関の検討を行うこと。
- これら体制整備においては、障害特性ごとに受入医療機関の検討を行うことや、各都道府県調整本部等に障害特性に理解のある医師が参画するなどして受入医療機関の調整に当たっての意見を聴取することも重要である。
- また、行動障害のある児者や重症心身障害児者等の特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合には、特に当該者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者によるコミュニケーション支援も重要である。このため、支援者の付き添いについても、衛生部局は障害保健福祉部局と連携し、医療機関に対して院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討するよう促していただきたい。
- なお、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付保医発0628第2号）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えないとされているところであり、これら取扱いについても、管下の医療機関へ周知いただきたい。
- 加えて、上記の障害特性に応じた配慮については、宿泊療養施設においても検討いただきたい。

## 2 関連事務連絡・資料等について

- 今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（令和2年6月19日付事務連絡。令和2年7月21日一部改正）：障害児者の特性を踏まえた医療提供体制の整備を都道府県に依頼。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651076.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について（令和2年4月14日付事務連絡）：障害児者の特性を踏まえた医療提供体制の整備を都道府県に依頼。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>

- 自治体・事業所等の取組（厚生労働省ホームページ内）：医療提供体制等の整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する自治体等の取組事例等も参考に検討を進めていただきたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11801.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11801.html)

- 精神科医療現場における新型コロナウイルス感染症対策事例集（第1版）：精神科医療機関における諸般の状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策の事例集の公表。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636429.pdf>